

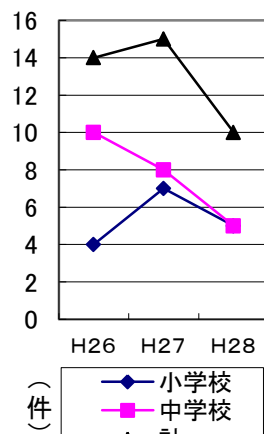
# 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

## 暴力行為の状況

**暴力行為の定義**  
自校の児童・生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為。被暴力行為の対象によって「対教師暴力」「生徒（児童）間暴力」「対人暴力」及び学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

	発生件数	発生校数	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊
小学校	5	5	2	2	0	1
中学校	5	5	1	4	0	0
合計	10	10	3	6	0	1

暴力行為発生件数推移



暴力行為の詳細について

A小学校	
〔対教師暴力〕	3名で、授業妨害に対応した教員3名を蹴った。
〔生徒間暴力〕	3名で、1名の児童に対し飛び蹴りしていた。〔いじめ〕
〔器物損壊〕	3名で、授業中に廊下で暴れ、掲示物を剥がしたり椅子等を投げ倒したりした。
B小学校	
〔対教師暴力〕	給食中の立ち歩きを注意した教員1名を蹴った。
C小学校	
〔生徒間暴力〕	2名で、児童1名を待ち伏せし強く叩いた。〔いじめ〕

D中学校	
〔対教師暴力〕	授業中に注意した教員1名を頭突き、殴ったり蹴ったりした。
〔生徒間暴力〕	自分のものをとられたと思い込み、生徒1名を殴ったり蹴ったりした。
E中学校	
〔生徒間暴力〕	SNSの書き込み合いから感情的になり、生徒12名を殴ったり蹴ったりした。
F中学校	
〔生徒間暴力〕	からかわれたことにより感情的になり、生徒1名に掴みかかった。
G中学校	
〔生徒間暴力〕	からかわれたことにより感情的になり、生徒1名に掴みかかった。

今後の対応

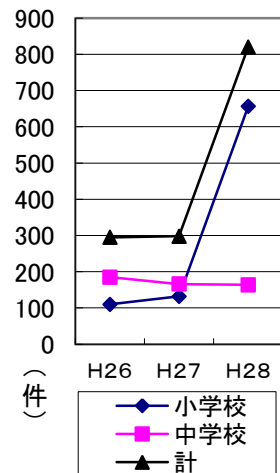
- ・特別活動を中心に、異年齢交流活動、係・委員会活動等を通して、児童・生徒一人一人が活躍できる場や機会を設定し自己肯定感や自己有用感を高める。【学校】
- ・児童・生徒の活動の様子を広く発信する。【学校教育政策課】
- ・暴力傾向のある児童・生徒に対する組織的な対応の強化及び学校サポートチームや関係機関等と連携した取組を行う。【学校】
- ・児童・生徒が自分の感情をコントロールする力を育成できるように、スクールカウンセラー等を講師とした校内研修の実施を推進する。【学校】
- ・暴力傾向のある児童・生徒に対して適切に対応できるようにするため、生活指導主任等を対象に、専門家による研修を実施する。【指導課】

## いじめの状況

**いじめの定義**  
児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

	認知件数	認知校数	解消件数	解消率
小学校	656	49	640	97.6%
中学校	164	35	141	86.0%
合計	820	84	781	95.2%

いじめ認知件数推移



いじめの認知について

	小学校	中学校
いじめを認知した学校数	49 (37) 校	35 (33) 校
いじめを認知しなかった学校数	21 (33) 校	3 (5) 校
いじめ認知が大幅に増えた学校	H小 73 (2) 件 I小 122 (0) 件 J小 290 (3) 件	K中 9 (2) 件 L中 11 (5) 件 M中・N中 5 (0) 件
いじめ認知率 (認知数/児童・生徒数×100)	2.3%	1.2%
いじめ認知率の高い学校	J小42.1%	L中4.8%
いじめ発見のきっかけ (昨年度より数値が増えた3項目)	アンケート調査など学校の取組により発見した454 (36) 件 本人からの訴え91 (19) 件 当該児童 (本人) の保護者からの訴え46 (25) 件	学級担任が発見した33 (18) 件 生徒 (本人を除く。) からの情報12 (0) 件 当該生徒 (本人) の保護者からの訴え20 (15) 件
相談の状況	学級担任に相談した516 (107) 件	学級担任に相談した116 (126) 件

( ) は昨年度の数値

今後の対応

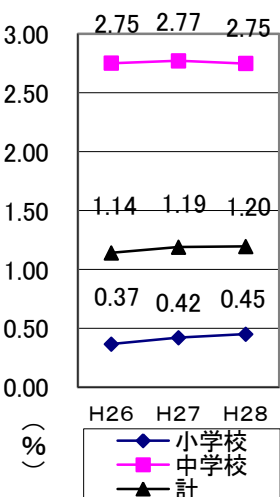
- ・年間3回以上の校内研修等を通して、児童・生徒の些細な変化やサインを見逃さず、対応しようとする教職員の意識向上を図る。【学校】
- ・「中学生サミット」等、児童・生徒がいじめの防止等について、自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組を推進する。【指導課】
- ・「学校いじめ対策委員会」の役割を明確化し、定期的に会議を開催することで、いじめの組織的対応の徹底を図る。【学校】
- ・児童・生徒が信頼して相談できる大人がいるという環境の構築に努める。【学校】
- ・「学校いじめ防止基本方針」の保護者への周知と、被害・加害の児童・生徒の保護者に対する学校の対応方針等の説明を徹底する。【学校】
- ・職層等各種研修会にいじめに関わる研修を位置付ける。【指導課】

## 不登校の状況

**不登校の定義**  
平成28年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒数のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）。

	不登校児童・生徒数	学年別不登校児童・生徒数				出現率
		1年生	2年生	3年生	4年生	
小学校	127	9	8	17	22	0.45%
		24	47			
中学校	371	106	116	149		
合計	498					

不登校児童・生徒出現率



不登校児童・生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等について

不登校児童：127人 不登校生徒：371人							
	① 教育委員会、教育支援センター	② 福祉機関	③ 医療機関	④ 民間施設	⑤ 養護教諭	⑥ SC、相談員等	⑦ 高尾山学園
児童数	37人	10人	23人	5人	47人	84人	10人
生徒数	75人	34人	56人	6人	96人	184人	19人

※複数回答可

担任等が定期的に家庭訪問や電話連絡をし、関わりをもっている。

今後の対応

- ・登校支援チームによる「個票システム」を活用し、不登校の未然防止・早期対応の取組を推進する。【教育支援課・学校】
- ・学校運営協議会やPTA連合会等関係機関へのいじめに関わる取組等の情報提供を行う。【教育総務課・指導課】
- ・PTA連合会、学校運営協議会等と連携し、学校・地域で協力し、児童・生徒及び家庭を支える環境を作る。【学校】
- ・スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の機会を設け、学校への支援のスキルを高め、学校の対応力の向上を目指す。【教育支援課】
- ・生活指導主任や養護教諭を対象に、スクールソーシャルワーカーを講師とした研修会を実施する。【指導課】